

平成22年(行ウ)第20号 公金支出返還請求事件

原告 渋谷登美子 外2名  
被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面

2011(平成23)年6月15日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-18-10

サンハイツ高田馬場503

補助参加人代理人 弁護士 指 宿 昭 一



電話 03-6427-5902

FAX 03-6427-5903

補助参加人の主張

1 人権行政の必要性

住民の基本的人権を守るための施策は、地方自治体にとっても重要な政策課題である。特に最近の不況の中で格差が広がり、貧困を背景にした児童虐待やドメスティック・バイオレンス、高齢者など社会的弱者に対する虐待が年々増加している状況の中で、その重要性は増している。同和問題についても、いまだに結婚差別や身元調査などが後を絶たず、決して過去の問題ではない。

被告である嵐山町では、同和問題に対する国の特別対策が終了した時点で、2003(平成15)年に「今後の同和対策の基本方針」(以下、「基本方針」という。)を作成し、以後、この基本方針をもとに同和対策行政を行ってきた。基

本方針では、①同和行政は、特別対策を終了し、今後は一般対策として行なうこと、②人権行政の重要な課題として同和行政を行なうこと、③差別意識の解消に向けた教育・啓発を中心として同和行政を進めることが示された。

人権行政は、同和問題を含めた様々な人権問題(児童虐待、DV、障害者差別、外国人差別、高齢者差別等)を対象にしており、差別や虐待といった人権侵害がなくし、基本的人権を皆が尊重する社会を目指して行なわれる行政施策である。具体的には、学校における人権教育、社会人を対象にした社会啓発、被害者の相談と救済、被害者の自立支援等がある。同和行政も、このような人権行政のなかでの課題の一つである。

(8行削除しました)

差別を解消するためには、差別意識の根絶、生活の安定と向上、教育と文化の向上、地区内外の交流が実現されなければならない。そのためには、同和地区住民自身の主体的活動がまず何よりも必要であることは論を待たない。本件吉田集会所健康ダンス教室等の講師謝礼も、このような同和地区住民自身の主体的活動を支援するために支出されているものである。

## 2 原告らの人権行政に対する無理解

原告らは、補助参加人松本美子に講師謝礼として支払われた本件金員が違法支出であるから返還すべきであると主張する。しかし、本件で問題とされた吉田集会所健康ダンス教室は、原告らも指摘するように(原告ら準備書面(1)7頁イ)、嵐山町人権教育推進事業の講座として行われたものであり、嵐山町の人権行政の一環としてなされた支出である。したがって、本件講師謝礼を批判する場合には、その前提である嵐山町人権行政に対する評価及び嵐山町人権行政の中での本件講師謝礼の評価を行なわなければならない。

被告である嵐山町では、前述したように、同和問題解決のための特別措置法が2002(平成14)年3月末で失効し、33年間続いた国の特別対策が終了したことを受けて、翌2003(平成15)年3月に「基本方針」を定めた。それ

によると、嵐山町の今後の同和行政の柱として、①教育啓発の推進、②同和地区住民の自立支援、③地区内外の交流、④人権に関わる相談と救済の4項目が掲げられている。本件健康ダンス教室は、①教育啓発の推進、③地区内外の交流に位置づけられる活動であって、嵐山町の同和行政の一つとして行なわれている。

これに対して、原告らは、吉田集会所健康ダンス教室の講師謝礼が他の公民館の講師謝礼よりも高額である事のみを根拠に、「議員の資格を背景にした違法性の高い契約であると判断されざるをえない」（原告ら準備書面（1）7頁）と断じている。原告らの比較対象とした公民館教室の講師謝礼は、嵐山町人権行政の一環としてなされた講師謝礼ではない。原告らは、人権行政の視点を全く欠いたまま、金額の多寡のみを唯一の基準として本件講師謝礼についての批判をしているにすぎない。

なお、補助参加人の講師謝礼が特別に多額ではないことは、被告準備書面（1）2頁（3）に記載のとおりである。

さらに、原告らは、本件健康ダンス教室の講師について、「（松本以外の）他の講師を依頼しても嵐山町人権教育推進事業に影響がない」（原告ら準備書面（1）8頁ウ）と断じているが、これなどは、原告らの人権行政に対する無理解が如実に現れた批判であるといえる。人権教育推進の中で最も重要な課題が、差別意識をなくすための人権教育及び啓発であることは誰も異論がないところである。そのために、体験型・参加型の啓発手法を取り入れることや当事者との交流を取り入れることが、教育・啓発事業の推進にとって重要であると前述した嵐山町「今後の同和対策の基本方針」の中にも明記されている。そして、地区住民のリーダーである補助参加人が、率先して各種の講座や教室事業に関わることが、地域のつながりをつくる上で極めて重要であることは社会経験上容易に理解できる。

補助参加人は、現在、部落解放同盟嵐山支部の6代目支部長として活動している。吉田地区は小さな集落であるが、その小さな集落のなかにも様々な意見や要

望があり、様々な職業があつて、住民の生活は一様ではない。近年は特に高齢化が進むと同時に生活上の格差が見られ、一つにまとめてゆくことは容易ではない。このような中で行なわれている吉田集会所の事業は、人権行政の一環としての教育・文化の向上、高齢者福祉、さらには高齢化社会を迎えてお互いに助け合うという「地域住民のつながり」をつくるための事業でもある。その際、地域代表である補助参加人が率先して各種の講座や教室、事業に関わることで地域住民の積極的な参加が見られ、「地域住民のつながり」がつくられるという効果が現れる。

補助参加人以外の他の講師ではこのような効果は期待できないから、嵐山町人権教育推進事業にとつては、補助参加人が講師を引受けることが最も効果が上がることは明らかである。

したがつて、「(松本以外の)他の講師を依頼しても嵐山町人権教育推進事業に影響がない」という発言は、原告らの集会所の活動に対する無理解からなされた発言である。

そもそも原告渋谷は、今回の請求が行なわれるまで一度も同和地区に足を運んだことがないし、地域住民と対話したこともない。それでどうして、同和行政や集会所活動の実態を把握出来るのか疑問である。同和行政についての正しい批判は、実態を把握してからでないと出来ないはずである。

### 3 部落解放同盟埼玉県連合会と嵐山町の関係

原告らは、部落解放同盟及び補助参加人に対して、敵対的な態度を取り続けている。

原告らは、部落解放同盟を圧力団体と決めつけ、嵐山町がその圧力に屈して要求を飲まされており、本件の公金の支出もその一環であると主張をしている。

部落解放同盟は行政の人権施策の充実を求めている。これは行政の側からすれば、人権が尊重された社会の建設を目指す行政施策を、住民から求められるということである。我が国には、未だに同和地区出身者に対する結婚差別や就職差別が根強く残存している。このような差別をなくし、全ての国民が平等・公平に生

きることは、日本国憲法の根本的な価値・規範であり、嵐山町の行政もその根本規範の実現、基本的人権の尊重を目指す義務を負う。部落解放同盟が、憲法の根本規範の実現、基本的人権の保障を目指し嵐山町に要求をする事は、民主主義のルールに則った正当な政治活動であり、何ら批判されるものではない。

原告ら準備書面(1) 19頁及び22頁ク、準備書面(2) 8頁(3)は、予断と偏見に満ちた憶測に過ぎず、立証がない。

#### 4 補助参加人のダンス指導資格の存在

原告らは、原告ら準備書面(2) 3頁3(2)において、補助参加人にはダンスの技量がなく、プロとして専門的技術を習得させる力量がない旨の批判をしている。

しかし、補助参加人松本美子は、立花流民謡部指導資格流法に基づく指導資格を有しており(丙1)、プロの講師としてダンスを指導する力量・資格がある。

#### 5 結論

以上より、原告の主張は、同和問題の無理解と人権問題に対する現実とかけ離れた認識が基本となり行われたものであって、到底認容できない。現在も実際に行なわれている就職差別・結婚差別について原告はどのような認識を持っているのだろうか。また、それらを撤廃・是正する為の活動について、原告らはどのような認識を持っているのだろうか。

被告は、日本国憲法の崇高な理念を実現するため、今後も基本的人権の尊重、差別の撤廃に向けた行政運営を進めてきたのであり、これに基づぐ本件講師謝礼の支出は適法であり妥当であるから、原告らの主張は失当である。

以上

平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求事件  
原告 渋谷 登美子 外2名  
被告 嵐山町長 岩 澤 勝

証 拠 説 明 書

2011(平成23)年6月15日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

補助参加人訴訟代理人 弁護士 指 宿 昭 一



証 号	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 1	資格証明書	平成 23 年 6 月 2 日	立花志津夫	松本美子が舞踊の指導資 格を有する事実	紛失の ため再 発行